

医療系介護報酬改定早見表（2019年10月実施予定）

2019年10月より実施予定の介護報酬及び区分支給限度基準額の改定内容が3月28日に官報告示された。

告示に基づいて、区分支給限度基準額と、医療系介護報酬（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅介護支援費、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の改定単位数の早見表を作成したので紹介する。なお、地域区分及び1単位の単価には変更がない。

今回の改定は、介護職員等特定処遇改善加算を除き10月実施予定の消費税への対応分として実施されるものであり、介護事業所の経営改善に資するものではなく、かつ消費税増税分に完全に対応できているのかも不明である。

また、1,000億円程度を投じて新設した介護職員等特定処遇改善加算も、介護をめぐる厳しい経営状況を改善して雇用を改善するには不十分である。

保団連は、消費税増税を中止するとともに、公費負担を強化して診療報酬・介護報酬の引き上げ・改善を求めている。

I	区分支給限度基準額の改定	2頁
II	居宅介護支援費の改定	2頁
III	医療系介護報酬（居宅サービス）の改定	3頁
	1. 居宅療養管理指導費（3頁）		
	2. 訪問看護費（3頁）		
	3. 訪問リハビリテーション費（3頁）		
	4. 通所リハビリテーション費（4頁）		
IV	短期入所療養介護/施設サービス費の改定	6頁
	1. 介護老人保健施設（6頁）		
	2. 介護療養型医療施設（病院）（11頁）		
	3. 介護療養型医療施設（診療所）（16頁）		
	4. 介護療養型医療施設（認知症疾患療養病棟）（19頁）		
	5. 介護医療院（24頁）		
	6. 特定入所者介護（支援）サービス費（食費・居住費の軽減）（32頁）		

※2019年9月6日一部修正（修正・追加は、赤字で表示しています）

I 区分支給限度基準額の改定

要介護度		現行	2019年10月1日以降	単位数差
要支援	1	5,003単位	5,032単位	+29単位
	2	10,473単位	10,531単位	+58単位
要介護	1	16,692単位	16,765単位	+73単位
	2	19,616単位	19,705単位	+89単位
	3	26,931単位	27,048単位	+117単位
	4	30,806単位	30,938単位	+132単位
	5	36,065単位	36,217単位	+152単位

II 居宅介護支援費の改定

※加算・減算に変更はない。

■ 介護予防支援費 [要支援の単位数(1月につき)]

要支援1又は2	430→ 431
---------	-----------------

■ 居宅介護支援費 [要介護の単位数(1月につき)]

	居宅介護支援費(Ⅰ) 取扱件数40未満	居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数40以上60未満	居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数60以上
要介護1又は2	1,053→ 1,057	527→ 529	316→ 317
要介護3～5	1,368→ 1,373	684→ 686	410→ 411

Ⅲ 医療系介護報酬（居宅サービス）の改定

1. 居宅療養管理指導費（介護予防居宅療養管理指導費・居宅療養管理指導費共通）

[要支援・要介護共通の単位数]

(1回につき)		「単一建物居住者」の人数		
		1人	2～9人	10人以上
医師（月2回まで）	居宅療養管理指導費（Ⅰ）	507→ 509	483→ 485	442→ 444
	居宅療養管理指導費（Ⅱ）	294→ 295	284→ 285	260→ 261
歯科医師（月2回まで）		507→ 509	483→ 485	442→ 444
薬剤師	病院・診療所（月2回まで）	558→ 560	414→ 415	378→ 379
	薬局（月4回まで）	507→ 509	376→ 377	344→ 345
管理栄養士（月2回まで）		537→ 539	483→ 485	442→ 444
歯科衛生士等（月4回まで）		355→ 356	323→ 324	295→ 296

※ 加算に変更はない。

2. 訪問看護費（介護予防訪問看護費・訪問看護費）

[要支援・要介護別の単位数]

(1回につき)	訪問看護ステーション		病院・診療所	
	介護予防訪問看護 (要支援)	訪問看護 (要介護)	介護予防訪問看護 (要支援)	訪問看護 (要介護)
20分未満	300→ 301	311→ 312	253→ 254	263→ 264
30分未満	448→ 449	467→ 469	379→ 380	396→ 397
1時間未満	787→ 790	816→ 819	548→ 550	569→ 571
1時間30分未満	1,080→ 1,084	1,118→ 1,122	807→ 810	836→ 839
理学療法士等	286→ 287	296→ 297		
(1月につき)		要介護者のみ 単位		
定期巡回・随時対応型訪問看護と連携		2,935→ 2,945		

※ 准看護師による場合は90/100で算定する。加算・減算に変更はない。

3. 訪問リハビリテーション費 (介護予防訪問リハビリテーション費・訪問リハビリテーション費共通)

[要支援・要介護共通の単位数]

(1回につき)	290→ 292
---------	-----------------

※ 病院・診療所、老健、介護医療院共通。加算・減算に変更はない。

4. 通所リハビリテーション

※病院・診療所、老健、介護医療院共通。介護職員等特定処遇改善加算新設以外に、加算・減算に変更はない。

■ 介護予防通所リハビリテーション費 [要支援者の単位数]

	要支援 1	要支援 2
(1月につき)	1,712→ 1,721	3,615→ 3,634

■ 通所リハビリテーション費 [要介護者の単位数]

通常規模型通所リハビリテーション費 【月平均利用延人数750人以内】

(1回につき)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2時間未満	329→ 331	358→ 360	388→ 390	417→ 419	448→ 450
2～3時間未満	343→ 345	398→ 400	455→ 457	510→ 513	566→ 569
3～4時間未満	444→ 446	520→ 523	596→ 599	693→ 697	789→ 793
4～5時間未満	508→ 511	595→ 598	681→ 684	791→ 795	900→ 905
5～6時間未満	576→ 579	688→ 692	799→ 803	930→ 935	1,060→ 1,065
6～7時間未満	667→ 670	797→ 801	924→ 929	1,076→ 1,081	1,225→ 1,231
7～8時間未満	712→ 716	849→ 853	988→ 993	1,151→ 1,157	1,310→ 1,317

大規模型通所リハビリテーション費(I) 【月平均利用延人数750人超900人以内】

(1回につき)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2時間未満	323→ 325	354→ 356	382→ 384	411→ 413	441→ 443
2～3時間未満	337→ 339	392→ 394	448→ 450	502→ 505	558→ 561
3～4時間未満	437→ 439	512→ 515	587→ 590	682→ 685	777→ 781
4～5時間未満	498→ 501	583→ 586	667→ 670	774→ 778	882→ 887
5～6時間未満	556→ 559	665→ 668	772→ 776	899→ 904	1,024→ 1,029
6～7時間未満	650→ 653	777→ 781	902→ 907	1,049→ 1,054	1,195→ 1,201
7～8時間未満	688→ 692	820→ 824	955→ 960	1,111→ 1,117	1,267→ 1,273

大規模型通所リハビリテーション費(II) 【月平均利用延人数900人超】

(1回につき)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2時間未満	316→ 318	346→ 348	373→ 375	402→ 404	430→ 432
2～3時間未満	330→ 332	384→ 386	437→ 439	491→ 493	544→ 547
3～4時間未満	426→ 428	500→ 503	573→ 576	666→ 669	759→ 763
4～5時間未満	480→ 482	563→ 566	645→ 648	749→ 753	853→ 857
5～6時間未満	537→ 540	643→ 646	746→ 750	870→ 874	991→ 996
6～7時間未満	626→ 629	750→ 754	870→ 874	1,014→ 1,019	1,155→ 1,161
7～8時間未満	664→ 667	793→ 797	922→ 927	1,057→ 1,080	1,225→ 1,231

●介護職員等特定処遇改善加算（新設） [要支援・要介護共通]

加算種別	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
1. 算定単位	算定単位数の1000分の20加算	算定単位数の1000分の17加算
2. 加算要件	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している。 (2) 介護職員等特定処遇改善計画書届出の前月までに、平成31年4月12日付、老発0412第8号通知12頁の表3に掲げる「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の3区分ごとに1以上の処遇改善を実施し、すべての職員に周知している。 (3) 特定加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表している（2020年度より実施で可）。 (4) 特定加算の算定額に相当する職員の賃金改善計画を定めて実施する。なお、職員の賃金改善計画は、3. 分配要件を満たす。 ① 当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全職員に周知し、都道府県知事又は市区町村長に届け出ている。 ② 事業年度ごとに「介護職員等特定処遇改善実績報告書」を都道府県知事に提出し、2年間保管する。 ③ 特別の事情がある場合を除き、賃金水準を低下させてはならない。	
	(5) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定している	
3. 分配要件	(1) 職員を、勤続10年以上等の介護福祉士（aグループ）、aグループに入らない介護職員（bグループ）、介護職員以外の職種（cグループ）に分け、特定加算収入を次のいずれかの分配とする。 ① aグループのみに分配する。 ② aグループとbグループに分配する場合、bグループはaグループの半分以下とする。 ③ aとbとcのすべてのグループに分配する場合、bグループはaグループの半分以下、cグループはbグループの半分以下とする。 (2) 各グループへの分配された特定加算収入のグループ内での各職員への配分は、経営者の裁量による。ただし、次を満たす必要がある。 ① aグループのうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上である。 ② cグループへの支給は、すでに年収が440万円以上の職員には支給出来ない。	
4. 届出	特定加算を取得する年度の前年度の2月末日（2019年度にあつては8月末日）までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出する。 ただし、年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出する。	
5. その他	下記の支援事業があるので、確認されたい。 ① 「平成31年度介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」加算の取得及び上位区分の取得支援 ② 「人材確保等支援助成金」（下記アドレス参照） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292.html	

介護職員等特定処遇改善加算については、介護保険最新情報Vol.719（4/12）で、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及び「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）」が、介護保険最新情報Vol.734（7/23）で、「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）」示されている。介護保険最新情報は下記ホームページを参照いただきたい。

介護保険最新情報Vol.719（Q&A-Vol.1）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2019/04151130459/ksvol719.pdf>
 介護保険最新情報Vol.734（Q&A-Vol.2）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2019/0723150802628/ksvol734.pdf>

IV 短期入所療養介護／施設サービス費の改定

1. 介護老人保健施設

※緊急時治療管理及び介護職員等特定処遇改善加算の新設以外に、加算・減算に変更はない。

1-1. 従来型老人保健施設（基本型）＜看護＋介護3：1＞

(1) 短期入所療養介護費（Ⅰ）（ショートステイ）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別 機能	従来型個室		多床室		
	(Ⅰ)(i)基本型	(Ⅰ)(ii)在宅強化型	(Ⅰ)(iii)基本型	(Ⅰ)(iv)在宅強化型	
要支援1	578→ 580	619→ 621	611→ 613	658→ 660	
要支援2	719→ 721	759→ 762	765→ 768	813→ 816	
要介護1	753→ 755	794→ 797	826→ 829	873→ 876	
要介護2	798→ 801	865→ 868	874→ 877	947→ 950	
要介護3	859→ 862	927→ 930	935→ 938	1,009→ 1,012	
要介護4	911→ 914	983→ 986	986→ 989	1,065→ 1,068	
要介護5	962→ 965	1,038→ 1,041	1,039→ 1,042	1,120→ 1,124	
病室種別	ユニット型個室(i)・(ii) ユニット型個室の多床室(iii)・(iv)		特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (日帰りショート)(機能・介護度に関係なく同単位)		
機能	(Ⅰ)(i)、(Ⅰ)(iii) 基本型	(Ⅰ)(ii)、(Ⅰ)(iv) 在宅強化型	3時間以上4 時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上8時間未 満
要支援1	621→ 623	666→ 668	要支援は、算定不可		
要支援2	778→ 781	823→ 826			
要介護1	832→ 835	877→ 880	654→ 656	905→ 908	1,257→ 1,261
要介護2	877→ 880	951→ 954			
要介護3	939→ 942	1,013→ 1,016			
要介護4	992→ 995	1,069→ 1,072			
要介護5	1,043→ 1,046	1,124→ 1,128			

●緊急時施設療養費の(一)緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 施設サービス費 (I) (施設サービス) [要介護の単位数 (1日につき)]

病室種別	従来型個室		多床室	
	(I)(i)基本型	(I)(ii)在宅強化型	(I)(iii)基本型	(I)(iv)在宅強化型
要介護1	698→ 701	739→ 742	771→ 775	818→ 822
要介護2	743→ 746	810→ 814	819→ 823	892→ 896
要介護3	804→ 808	872→ 876	880→ 884	954→ 959
要介護4	856→ 860	928→ 932	931→ 935	1,010→ 1,015
要介護5	907→ 911	983→ 988	984→ 989	1,065→ 1,070
病室種別	ユニット型個室(i)・(ii) ユニット型個室的多床室(iii)・(iv)			
機能	(I)(i)、(I)(iii) 基本型	(I)(ii)、(I)(iv) 在宅強化型		
要介護1	777→ 781	822→ 826		
要介護2	822→ 826	896→ 900		
要介護3	884→ 888	958→ 962		
要介護4	937→ 941	1,014→ 1,019		
要介護5	988→ 993	1,069→ 1,074		

● **緊急時施設療養費の(-)緊急時治療管理 (1日につき)**

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

● **所定疾患施設療養費 (施設サービスのみ) (1日につき)**

所定疾患施設療養費 (I)	235→ 239
所定疾患施設療養費 (II)	475→ 480

● **介護職員等特定処遇改善加算 (新設) (1月につき)**

介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(新設) → 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(新設) → 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ (→P5参照)

1-2. 介護療養型老人保健施設（看護職員常時配置）＜看護＋介護3：1＞

(1) 短期入所療養介護費（Ⅱ）（短期入所）〔要支援・要介護の単位数（1日につき）〕

病室種別	(Ⅱ)(i)従来型個室		(Ⅱ)(ii)多床室		(Ⅱ)(i)ユニット型個室		(Ⅱ)(ii)ユニット型個室の多床室		特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (日帰りショート)(機能・介護度に関係なく同単位)			
									3時間以上 4時間未満	4時間以上6 時間未満	6時間以上8時 間未満	
要支援1	582→	584	619→	621	649→	651				要支援は、算定不可		
要支援2	723→	725	774→	777	806→	809						
要介護1	778→	781	855→	858	940→	943						
要介護2	859→	862	937→	940	1,021→	1,024	654	905	1,257			
要介護3	972→	975	1,051→	1,054	1,134→	1,138	↓	↓	↓			
要介護4	1,048→	1,051	1,126→	1,130	1,210→	1,214	656	908	1,261			
要介護5	1,122→	1,126	1,200→	1,204	1,284→	1,288						

●緊急時施設療養費の(-)緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 施設サービス費（Ⅱ）（施設サービス）〔要介護の単位数（1日につき）〕

病室種別	(Ⅱ)(i)従来型個室		(Ⅱ)(ii)多床室		(Ⅱ)(i)ユニット型個室 (Ⅱ)(ii)ユニット型個室の多床室	
要介護1	723→	726	800→	804	885→	889
要介護2	804→	808	882→	886	966→	971
要介護3	917→	921	996→	1,001	1,079→	1,084
要介護4	993→	998	1,071→	1,076	1,155→	1,160
要介護5	1,067→	1,072	1,145→	1,150	1,229→	1,235

●緊急時施設療養費の(-)緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●所定疾患施設療養費（施設サービスのみのみ）（1日につき）

所定疾患施設療養費（Ⅰ）	235→ 239
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	475→ 480

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

1-3. 介護療養型老人保健施設（看護職員夜間オンコール）＜看護＋介護3：1＞

(1) 短期入所療養介護費（Ⅲ）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	(Ⅲ)(i)従来型個室		(Ⅲ)(ii)多床室		(Ⅲ)(i)ユニット型 (Ⅲ)(ii)ユニット型個室 的多床室		特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (日帰りショート)(機能・介護度に関係なく同単位)		
							3時間以上 4時間未満	4時間以上6 時間未満	6時間以上8時 間未満
要支援1	582→	584	619→	621	649→	651	要支援は、算定不可		
要支援2	723→	725	774→	777	806→	809			
要介護1	778→	781	855→	858	940→	943			
要介護2	853→	856	931→	934	1,015→	1,018	654	905	1,257
要介護3	946→	949	1,024→	1,027	1,108→	1,112	↓	↓	↓
要介護4	1,021→	1,024	1,098→	1,102	1,183→	1,187	656	908	1,261
要介護5	1,095→	1,099	1,173→	1,177	1,257→	1,261			

●緊急時施設療養費の(-)緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（➡P5参照）

(2) 施設サービス費（Ⅲ）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	(Ⅲ)(i)従来型個室		(Ⅲ)(ii)多床室		(Ⅲ)(i)ユニット型 (Ⅲ)(ii)ユニット型個室の 多床室	
要介護1	723→	726	800→	804	885→	889
要介護2	798→	802	876→	880	960→	964
要介護3	891→	895	969→	974	1,053→	1,058
要介護4	966→	971	1,043→	1,048	1,128→	1,133
要介護5	1,040→	1,045	1,118→	1,123	1,202→	1,208

●緊急時施設療養費の(-)緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●所定疾患施設療養費（施設サービスのみのみ）（1日につき）

所定疾患施設療養費（Ⅰ）	235→ 239
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	475→ 480

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（➡P5参照）

1-4. 介護老人保健施設（基本型の在宅復帰・在宅療養支援等指標要件を満たせない場合）

＜看護＋介護3：1＞

(1) 短期入所療養介護費（Ⅳ）（短期入所）〔要支援・要介護の単位数（1日につき）〕

病室種別	(Ⅳ)(i)従来型個室	(Ⅳ)(ii)多床室	(Ⅳ)(i)ユニット型 (Ⅳ)(ii)ユニット型個 室的多床室	特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日 帰りショート)(機能・介護度に関係なく同単位)		
				3時間以上4 時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上8時間 未満
要支援1	566→ 568	599→ 601	609→ 611	要支援は、算定不可		
要支援2	705→ 707	750→ 752	762→ 764			
要介護1	739→ 741	811→ 813	816→ 818	654 ↓ 656	905 ↓ 908	1,257 ↓ 1,261
要介護2	783→ 785	858→ 861	861→ 864			
要介護3	843→ 846	917→ 920	921→ 924			
要介護4	894→ 897	967→ 970	973→ 976			
要介護5	944→ 947	1,019→ 1,022	1,023→ 1,026			

●緊急時施設療養費の(-)緊急時治療管理(1日につき)

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 施設サービス費（Ⅳ）（施設サービス）〔要介護の単位数（1日につき）〕

病室種別	(Ⅳ)(i)従来型個室	(Ⅳ)(ii)多床室	(Ⅳ)(i)ユニット型 (Ⅳ)(ii)ユニット型個 室的多床室
要介護1	684→ 687	756→ 759	761→ 764
要介護2	728→ 731	803→ 807	806→ 810
要介護3	788→ 792	862→ 866	866→ 870
要介護4	839→ 843	912→ 916	918→ 922
要介護5	889→ 893	964→ 968	968→ 972

●緊急時施設療養費の(-)緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●所定疾患施設療養費（施設サービスのみのみ）（1日につき）

所定疾患施設療養費（Ⅰ）	235→ 239
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	475→ 480

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の21加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の17加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

2. 介護療養型医療施設（病院）

※特定診療費の重度療養管理及び介護職員等特定処遇改善加算の新設以外に、加算・減算に変更はない。

2-1. 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）〈看護6：1＋介護4：1〉

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）（短期入所）〔要支援・要介護の単位数（1日につき）〕

病室種別	【従来型個室】			
機能	(Ⅰ)(i)従来型	(Ⅰ)(ii)療養機能強化型A	(Ⅰ)(iii)療養機能強化型B	
要支援1	523→ 525	551→ 553	541→ 543	
要支援2	657→ 659	685→ 687	675→ 677	
要介護1	691→ 693	719→ 721	709→ 711	
要介護2	794→ 796	827→ 830	815→ 818	
要介護3	1,017→ 1,020	1,060→ 1,063	1,045→ 1,048	
要介護4	1,112→ 1,115	1,159→ 1,163	1,142→ 1,146	
要介護5	1,197→ 1,201	1,248→ 1,252	1,230→ 1,234	
病室種別	【多床室】			
機能	(Ⅰ)(iv)従来型	(Ⅰ)(v)療養機能強化型A	(Ⅰ)(vi)療養機能強化型B	
要支援1	579→ 581	612→ 614	600→ 602	
要支援2	734→ 736	767→ 769	755→ 757	
要介護1	795→ 797	828→ 831	816→ 819	
要介護2	898→ 901	936→ 939	923→ 926	
要介護3	1,121→ 1,124	1,169→ 1,173	1,152→ 1,156	
要介護4	1,216→ 1,220	1,268→ 1,272	1,249→ 1,253	
要介護5	1,301→ 1,305	1,357→ 1,361	1,337→ 1,341	
病室種別	【ユニット型個室・ユニット型個室の多床室】			
機能	(Ⅰ)(Ⅳ)	(Ⅱ)(Ⅴ)	(Ⅲ)(Ⅵ)	経過型 (Ⅰ)(Ⅱ)
	従来型	療養機能強化型A	療養機能強化型B	
要支援1	605→ 607	633→ 635	623→ 625	605→ 607
要支援2	762→ 764	790→ 792	780→ 782	762→ 764
要介護1	817→ 820	845→ 848	835→ 838	817→ 820
要介護2	920→ 923	953→ 956	941→ 944	920→ 923
要介護3	1,143→ 1,147	1,186→ 1,190	1,171→ 1,175	1,056→ 1,059
要介護4	1,238→ 1,242	1,285→ 1,289	1,268→ 1,272	1,141→ 1,145
要介護5	1,323→ 1,327	1,374→ 1,378	1,356→ 1,360	1,226→ 1,230
特定病院療養病床短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ				
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満	
654→ 656		905→ 908	1,257→ 1,261	

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）（施設サービス）〔要介護の単位数（1日につき）〕

病室種別	【従来型個室】							
機能	(Ⅰ)(i)従来型		(Ⅰ)(ii)療養機能強化型 A		(Ⅰ)(iii)療養機能強化型 B			
要介護1	641→	645	669→	673	659→	663		
要介護2	744→	748	777→	782	765→	769		
要介護3	967→	973	1,010→	1,016	995→	1,001		
要介護4	1,062→	1,068	1,109→	1,115	1,092→	1,098		
要介護5	1,147→	1,154	1,198→	1,205	1,180→	1,187		
病室種別	【多床室】							
機能	(Ⅰ)(iv)従来型		(Ⅰ)(v)療養機能強化型 A		(Ⅰ)(vi)療養機能強化型 B			
要介護1	745→	749	778→	783	766→	770		
要介護2	848→	853	886→	891	873→	878		
要介護3	1,071→	1,077	1,119→	1,126	1,102→	1,108		
要介護4	1,166→	1,173	1,218→	1,225	1,199→	1,206		
要介護5	1,251→	1,258	1,307→	1,315	1,287→	1,295		
病室種類	【ユニット型個室・ユニット型個室的多床室】							
機能	(Ⅰ)(IV)	(Ⅱ)(V)	(Ⅲ)(VI)	経過型				
	従来型	療養機能強化型 A	療養機能強化型 B	(Ⅰ)(Ⅱ)				
要介護1	767→	771	795→	800	785→	790	767→	771
要介護2	870→	875	903→	908	891→	896	870→	875
要介護3	1,093→	1,099	1,136→	1,143	1,121→	1,128	1,006→	1,012
要介護4	1,188→	1,195	1,235→	1,242	1,218→	1,225	1,091→	1,097
要介護5	1,273→	1,280	1,324→	1,332	1,306→	1,314	1,176→	1,183

●**介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）**

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（▶P5参照）

2-2. 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）〈看護6：1+介護5：1〉

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）（短期入所） [要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別 機能	従来型個室		多床室	
	(Ⅱ)(i)従来型	(Ⅱ)(ii)療養機能強化型B	(Ⅱ)(iii)従来型	(Ⅱ)(iv)療養機能強化型B
要支援1	492→ 494	507→ 509	550→ 552	568→ 570
要支援2	617→ 619	632→ 634	696→ 698	714→ 716
要介護1	636→ 638	651→ 653	741→ 743	759→ 761
要介護2	739→ 741	757→ 759	844→ 847	864→ 867
要介護3	891→ 894	912→ 915	995→ 998	1,019→ 1,022
要介護4	1,037→ 1,040	1,062→ 1,065	1,142→ 1,146	1,169→ 1,173
要介護5	1,077→ 1,080	1,103→ 1,106	1,181→ 1,185	1,209→ 1,213
特定病院療養病床短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ				
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満		6時間以上8時間未満
654→ 656		905→ 908		1,257→ 1,261

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）（施設サービス） [要介護の単位数（1日につき）]

病室種別 機能	従来型個室		多床室	
	(Ⅱ)(i)従来型	(Ⅱ)(ii)療養機能強化型B	(Ⅱ)(iii)従来型	(Ⅱ)(iv)療養機能強化型B
要介護1	586→ 589	601→ 605	691→ 695	709→ 713
要介護2	689→ 693	707→ 711	794→ 799	814→ 819
要介護3	841→ 846	862→ 867	945→ 951	969→ 975
要介護4	987→ 993	1,012→ 1,018	1,092→ 1,098	1,119→ 1,126
要介護5	1,027→ 1,033	1,053→ 1,059	1,131→ 1,138	1,159→ 1,166

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

2-3. 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）〈看護6：1+介護6：1〉

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）			特定病院療養病床短期入所療養介護費 （日帰りショート）（機能・介護度に関係なく同単 位）		
病室種別	（Ⅲ）（i）従来型個室	（Ⅲ）（ii）多床室	3時間以上4 時間未満	4時間以上6 時間未満	6時間以上8 時間未満
機能	従来型	従来型			
要支援1	476→ 477	534→ 536	要支援は、算定不可		
要支援2	594→ 596	674→ 676			
要介護1	614→ 616	720→ 722	654 ↓ 656	905 ↓ 908	1,257 ↓ 1,261
要介護2	720→ 722	825→ 828			
要介護3	863→ 866	969→ 972			
要介護4	1,012→ 1,015	1,118→ 1,121			
要介護5	1,051→ 1,054	1,157→ 1,161			

● 特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

● 介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）		
病室種別	（Ⅲ）（i）従来型個室	（Ⅲ）（ii）多床室
機能	従来型	従来型
要介護1	564→ 567	670→ 674
要介護2	670→ 674	775→ 780
要介護3	813→ 818	919→ 924
要介護4	962→ 968	1,068→ 1,074
要介護5	1,001→ 1,007	1,107→ 1,113

● 介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

2-4. 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ・Ⅱ）、療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ・Ⅱ）

＜看護6：1＋介護4：1、看護8：1＋介護4：1＞

（1）病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ・Ⅱ）（短期入所）〔要支援・要介護の単位数（1日につき）〕

看護単位	（Ⅰ）6:1看護+4:1介護		（Ⅱ）8:1看護+4:1介護	
病室種別	（i）従来型個室	（ii）多床室	（i）従来型個室	（ii）多床室
機能	従来型	従来型	従来型	従来型
要支援1	532→ 534	589→ 591	532→ 534	589→ 591
要支援2	666→ 668	744→ 746	666→ 668	744→ 746
要介護1	700→ 702	805→ 807	700→ 702	805→ 807
要介護2	804→ 806	910→ 913	804→ 806	910→ 913
要介護3	947→ 950	1,052→ 1,055	907→ 910	1,012→ 1,015
要介護4	1,033→ 1,036	1,139→ 1,143	994→ 997	1,098→ 1,101
要介護5	1,120→ 1,123	1,225→ 1,229	1,080→ 1,083	1,186→ 1,190
特定病院療養病床短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ				
	3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満	
	654→ 656	905→ 908	1,257→ 1,261	

●**特定診療費の重度療養管理**（短期入所**で、要介護4又は5のみ**）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●**介護職員等特定処遇改善加算**（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

（2）療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ・Ⅱ）（施設サービス）〔要介護の単位数（1日につき）〕

看護単位	（Ⅰ）6:1看護+4:1介護		（Ⅱ）8:1看護+4:1介護	
病室種別	（Ⅰ）（i）従来型個室	（Ⅰ）（ii）多床室	（Ⅱ）（i）従来型個室	（Ⅱ）（ii）多床室
機能	従来型	従来型	従来型	従来型
要介護1	650→ 654	755→ 759	650→ 654	755→ 759
要介護2	754→ 758	860→ 865	754→ 758	860→ 865
要介護3	897→ 902	1,002→ 1,008	857→ 862	962→ 968
要介護4	983→ 989	1,089→ 1,095	944→ 950	1,048→ 1,054
要介護5	1,070→ 1,076	1,175→ 1,182	1,030→ 1,036	1,136→ 1,143

●**介護職員等特定処遇改善加算**（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

3. 介護療養型医療施設（診療所）

※特定診療費の重度療養管理及び介護職員等特定処遇改善加算の新設以外に、加算・減算に変更はない。

3-1. 診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）、診療所型介護療養施設サービス費（Ⅰ）＜看護6：1＋介護6：1＞

（Ⅰ）診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	【従来型個室】		
機能	(Ⅰ)(i) 従来型	(Ⅰ)(ii) 療養機能強化型 A	(Ⅰ)(iii) 療養機能強化型 B
要支援1	507→ 509	534→ 536	525→ 527
要支援2	637→ 639	664→ 666	655→ 657
要介護1	673→ 675	700→ 702	691→ 693
要介護2	722→ 724	752→ 754	741→ 743
要介護3	770→ 772	802→ 804	791→ 793
要介護4	818→ 821	852→ 855	840→ 843
要介護5	867→ 870	903→ 906	890→ 893
病室種別	【多床室】		
機能	(Ⅰ)(iv) 従来型	(Ⅰ)(v) 療養機能強化型 A	(Ⅰ)(vi) 療養機能強化型 B
要支援1	564→ 566	596→ 598	585→ 587
要支援2	715→ 717	747→ 749	736→ 738
要介護1	777→ 779	809→ 811	798→ 800
要介護2	825→ 828	860→ 863	848→ 851
要介護3	875→ 878	911→ 914	898→ 901
要介護4	922→ 925	961→ 964	947→ 950
要介護5	971→ 974	1,012→ 1,015	998→ 1,001
病室種別	ユニット型個室・ユニット型個室の多床室		
機能	(Ⅰ)(IV) 従来型	(Ⅱ)(V) 療養機能強化型 A	(Ⅲ)(VI) 療養機能強化型 B
要支援1	589→ 591	616→ 618	607→ 609
要支援2	742→ 744	769→ 771	760→ 762
要介護1	798→ 800	825→ 828	816→ 818
要介護2	847→ 850	877→ 880	866→ 869
要介護3	895→ 898	927→ 930	916→ 919
要介護4	943→ 946	977→ 980	965→ 968
要介護5	992→ 995	1,028→ 1,031	1,015→ 1,018
特定診療所短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ			
3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満	
654→ 656	905→ 908	1,257→ 1,261	

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 診療所型介護療養施設サービス費 (I) (施設サービス) [要介護の単位数 (1日につき)]

病室種別	【従来型個室】		
機能	(I)(i)従来型	(I)(ii)療養機能強化型 A	(I)(iii)療養機能強化型 B
要介護1	623→ 627	650→ 654	641→ 645
要介護2	672→ 676	702→ 706	691→ 695
要介護3	720→ 724	752→ 756	741→ 745
要介護4	768→ 772	802→ 807	790→ 795
要介護5	817→ 822	853→ 858	840→ 845
病室種別	【多床室】		
機能	(I)(iv)従来型	(I)(v)療養機能強化型 A	(I)(vi)療養機能強化型 B
要介護1	727→ 731	759→ 763	748→ 752
要介護2	775→ 780	810→ 815	798→ 803
要介護3	825→ 830	861→ 866	848→ 853
要介護4	872→ 877	911→ 916	897→ 902
要介護5	921→ 926	962→ 968	948→ 954
病室種別	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室		
機能	(I)(IV)従来型	(II)(V)療養機能強化型 A	(III)(VI)療養機能強化型 B
要介護1	748→ 752	775→ 780	766→ 770
要介護2	797→ 802	827→ 832	816→ 821
要介護3	845→ 850	877→ 882	866→ 871
要介護4	893→ 898	927→ 932	915→ 920
要介護5	942→ 947	978→ 984	965→ 971

●介護職員等特定処遇改善加算 (新設) (1月につき)

介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(新設) → 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(新設) → 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ (→P5参照)

3-2. 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）、診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）

<看護+介護3：1>

（1）診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）			特定診療所短期入所療養介護費 （日帰りショート）（機能・介護度に関係なく同単位）		
病室種別	（Ⅱ）（i）従来型個室	（Ⅱ）（ii）多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
機能	従来型	従来型			
要支援1	451→ 452	514→ 516	要支援は、算定不可		
要支援2	563→ 565	649→ 651			
要介護1	596→ 598	702→ 704	654 ↓ 656	905 ↓ 908	1,257 ↓ 1,261
要介護2	640→ 642	745→ 747			
要介護3	683→ 685	789→ 791			
要介護4	728→ 730	832→ 835			
要介護5	771→ 773	876→ 879			

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（➡P5参照）

（2）診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）		
病室種類	（Ⅱ）（i）従来型個室	（Ⅱ）（ii）多床室
機能	従来型	従来型
要介護1	546→ 549	652→ 656
要介護2	590→ 593	695→ 699
要介護3	633→ 637	739→ 743
要介護4	678→ 682	782→ 787
要介護5	721→ 725	826→ 831

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（➡P5参照）

4. 介護療養型医療施設（認知症疾患療養病棟）

※特定診療費の重度療養管理及び介護職員等特定処遇改善加算の新設以外に、加算・減算に変更はない。

<凡例> 認知症疾患型短期入所療養介護（Ⅰ）／認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）（看護3：1＋介護6：1）は省略

4-1. 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）

<看護4：1＋介護4：1>

（1）認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）		ユニット型（Ⅱ）（i）（ii）
	（Ⅱ）（i）従来型個室	（Ⅱ）（ii）多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要支援1	750→ 752	808→ 810	832→ 834
要支援2	919→ 922	998→ 1,001	1,024→ 1,027
要介護1	962→ 965	1,068→ 1,071	1,088→ 1,091
要介護2	1,029→ 1,032	1,135→ 1,138	1,155→ 1,158
要介護3	1,097→ 1,100	1,201→ 1,204	1,223→ 1,226
要介護4	1,164→ 1,167	1,270→ 1,274	1,290→ 1,294
要介護5	1,230→ 1,233	1,336→ 1,340	1,356→ 1,360
特定認知症疾患型短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ			
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
654→ 656		905→ 907	1,257→ 1,260

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

（2）認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）		ユニット型（Ⅱ）（i）（ii）
	（Ⅱ）（i）従来型個室	（Ⅱ）（ii）多床室	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室
要介護1	912→ 917	1,018→ 1,024	1,038→ 1,044
要介護2	979→ 985	1,085→ 1,091	1,105→ 1,111
要介護3	1,047→ 1,053	1,151→ 1,158	1,173→ 1,180
要介護4	1,114→ 1,120	1,220→ 1,227	1,240→ 1,247
要介護5	1,180→ 1,187	1,286→ 1,293	1,306→ 1,314

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

4-2. 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）

<看護4：1＋介護5：1>

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）		特定認知症疾患型短期入所療養介護費 （日帰りショート）（機能・介護度に関係なく同単 位）		
	（Ⅲ）（i）従来型個室	（Ⅲ）（ii）多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要支援1	728→ 730	786→ 788	要支援は、算定不可		
要支援2	892→ 894	971→ 974			
要介護1	934→ 937	1,040→ 1,043	654 ↓ 656	905 ↓ 907	1,257 ↓ 1,260
要介護2	1,000→ 1,003	1,105→ 1,108			
要介護3	1,065→ 1,068	1,171→ 1,174			
要介護4	1,130→ 1,133	1,236→ 1,239			
要介護5	1,195→ 1,198	1,300→ 1,304			

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（⇒P5参照）

(2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅲ）	
	（Ⅲ）（i）従来型個室	（Ⅲ）（ii）多床室
要介護1	884→ 889	990→ 996
要介護2	950→ 956	1,055→ 1,061
要介護3	1,015→ 1,021	1,121→ 1,128
要介護4	1,080→ 1,086	1,186→ 1,193
要介護5	1,145→ 1,152	1,250→ 1,257

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（⇒P5参照）

4-3. 認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅳ）

<看護4：1+介護6：1>

（1）認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）		特定認知症疾患型短期入所療養介護費 （日帰りショート）（機能・介護度に関係なく同単位）		
	（Ⅳ）（i）従来型個室	（Ⅳ）（ii）多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要支援1	716→ 718	773→ 775	要支援は、算定不可		
要支援2	876→ 878	955→ 958			
要介護1	919→ 922	1,024→ 1,027	654 ↓ 656	905 ↓ 907	1,257 ↓ 1,260
要介護2	983→ 986	1,089→ 1,092			
要介護3	1,047→ 1,050	1,152→ 1,155			
要介護4	1,111→ 1,114	1,217→ 1,220			
要介護5	1,175→ 1,178	1,280→ 1,284			

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、**要介護4又は5**のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（⇒P5参照）

（2）認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅳ）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅳ）	
	（Ⅳ）（i）従来型個室	（Ⅳ）（ii）多床室
要介護1	869→ 874	974→ 980
要介護2	933→ 938	1,039→ 1,045
要介護3	997→ 1,003	1,102→ 1,108
要介護4	1,061→ 1,067	1,167→ 1,174
要介護5	1,125→ 1,132	1,230→ 1,237

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（⇒P5参照）

4-4. 認知症疾患型短期入所療養介護費（V）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（V）

<看護5：1（介護含めて4：1）＋介護6：1>

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（V）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	認知症疾患型短期入所療養介護費（V）		特定認知症疾患型短期入所療養介護費 （日帰りショート）（機能・介護度に関係なく同単位）		
	(V)(i)従来型個室	(V)(ii)多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要支援1	656→ 658	763→ 765	要支援は、算定不可		
要支援2	817→ 819	918→ 921			
要介護1	860→ 862	966→ 969	654 ↓ 656	905 ↓ 907	1,257 ↓ 1,260
要介護2	924→ 927	1,029→ 1,032			
要介護3	988→ 991	1,094→ 1,097			
要介護4	1,052→ 1,055	1,158→ 1,161			
要介護5	1,116→ 1,119	1,221→ 1,224			

●特定診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（V）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種類	認知症疾患型介護療養施設サービス費（V）	
	(V)(i)従来型個室	(V)(ii)多床室
要介護1	810→ 815	916→ 921
要介護2	874→ 879	979→ 985
要介護3	938→ 943	1,044→ 1,050
要介護4	1,002→ 1,008	1,108→ 1,114
要介護5	1,066→ 1,072	1,171→ 1,178

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

4-5. 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費<看護5:1+介護6:1>

(1) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (短期入所) [要支援・要介護の単位数(1日につき)]

病室種別	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費		特定認知症疾患型短期入所療養介護費 (日帰りショート) (機能・介護度に関係なく同単位)		
	(I)従来型個室	(II)多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要支援1	564→ 566	622→ 624	要支援は、算定不可		
要支援2	725→ 727	804→ 806			
要介護1	767→ 769	873→ 875	654 ↓ 656	905 ↓ 907	1,257 ↓ 1,260
要介護2	830→ 832	936→ 939			
要介護3	895→ 897	1,000→ 1,003			
要介護4	959→ 962	1,065→ 1,068			
要介護5	1,023→ 1,026	1,128→ 1,131			

● 特定診療費の重度療養管理 (短期入所で、要介護4又は5のみ) (1日につき)

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

● 介護職員等特定処遇改善加算 (新設) (1月につき)

介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(新設) → 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(新設) → 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ (→P5参照)

(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (施設サービス) [要介護の単位数(1日につき)]

病室種別	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費	
	(I)従来型個室	(II)多床室
要介護1	717→ 721	823→ 828
要介護2	780→ 785	886→ 891
要介護3	845→ 850	950→ 956
要介護4	909→ 914	1,015→ 1,021
要介護5	973→ 979	1,078→ 1,084

● 介護職員等特定処遇改善加算 (新設) (1月につき)

介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(新設) → 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(新設) → 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ (→P5参照)

5. 介護医療院

※緊急時施設診療費の緊急時治療管理、特別診療費の重度療養管理及び介護職員等特定処遇改善加算の新設以外に、加算・減算に変更はない。

5-1. I型介護医療院短期入所療養介護費（I）、I型介護医療院施設サービス費（I）

<看護6：1（看護師比率2割）＋介護4：1> <定員19人以下の併設型小規模の場合は、看護6：1＋介護6：1で看護師比率要件なし>

（1）I型介護医療院短期入所療養介護費（I）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	I型介護医療院短期入所療養介護費（I）		ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費（I）
	（I）（i）従来型個室	（I）（ii）多床室	（I）（i）ユニット型個室、（I）（ii）ユニット型個室的多床室
要支援1	576→ 578	637→ 639	658→ 660
要支援2	710→ 712	792→ 794	815→ 818
要介護1	744→ 746	853→ 856	870→ 873
要介護2	852→ 855	961→ 964	978→ 981
要介護3	1,085→ 1,088	1,194→ 1,198	1,211→ 1,215
要介護4	1,184→ 1,188	1,293→ 1,297	1,310→ 1,314
要介護5	1,273→ 1,277	1,382→ 1,386	1,399→ 1,403
特定介護医療院短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ			
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
654→ 656		905→ 908	1,257→ 1,261

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●特別診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（I）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（II）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

（2）I型介護医療院施設サービス費（I）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	I型介護医療院サービス費（I）		ユニット型I型介護医療院サービス費（I）
	（I）（i）従来型個室	（I）（ii）多床室	（I）（i）ユニット型個室、（I）（ii）ユニット型個室的多床室
要介護1	694→ 698	803→ 808	820→ 825
要介護2	802→ 807	911→ 916	928→ 933
要介護3	1,035→ 1,041	1,144→ 1,151	1,161→ 1,168
要介護4	1,134→ 1,141	1,243→ 1,250	1,260→ 1,267
要介護5	1,233→ 1,230	1,332→ 1,340	1,349→ 1,357

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（I）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（II）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

5-2. I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)、I型介護医療院施設サービス費(Ⅱ)

<看護6:1(看護師比率2割)+介護4:1> <定員19人以下の併設型小規模の場合は、看護6:1+介護6:1で看護師比率要件なし>

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)(短期入所)[要支援・要介護の単位数(1日につき)]

病室種別	I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)		ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)
	(Ⅱ)(i)従来型個室	(Ⅱ)(ii)多床室	(Ⅱ)(i)ユニット型個室、(Ⅱ)(ii)ユニット型個室的多床室
要支援1	566→ 568	625→ 627	648→ 650
要支援2	700→ 702	780→ 782	805→ 808
要介護1	734→ 736	841→ 844	860→ 863
要介護2	840→ 843	948→ 951	966→ 969
要介護3	1,070→ 1,073	1,177→ 1,181	1,196→ 1,200
要介護4	1,167→ 1,171	1,274→ 1,278	1,293→ 1,297
要介護5	1,255→ 1,259	1,362→ 1,366	1,381→ 1,385
特定介護医療院短期入所療養介護費(日帰りショート)(機能・要介護度に関係なく同単位数)要介護のみ			
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
654→ 656		905→ 908	1,257→ 1,261

●**緊急時施設診療費の緊急時治療管理(1日につき)**

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●**特別診療費の重度療養管理(短期入所で、要介護4又は5のみ)(1日につき)**

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●**介護職員等特定処遇改善加算(新設)(1月につき)**

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(新設)→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(新設)→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ(→P5参照)

(2) I型介護医療院施設サービス費(Ⅱ)(施設サービス)[要介護の単位数(1日につき)]

病室種別	I型介護医療院サービス費(Ⅱ)		ユニット型I型介護医療院サービス費(Ⅱ)
	(Ⅱ)(i)従来型個室	(Ⅱ)(ii)多床室	(Ⅱ)(i)ユニット型個室、(Ⅱ)(ii)ユニット型個室的多床室
要介護1	684→ 688	791→ 796	810→ 815
要介護2	790→ 795	898→ 903	916→ 921
要介護3	1,020→ 1,026	1,127→ 1,134	1,146→ 1,153
要介護4	1,117→ 1,124	1,224→ 1,231	1,243→ 1,250
要介護5	1,205→ 1,212	1,312→ 1,320	1,331→ 1,339

●**緊急時施設診療費の緊急時治療管理(1日につき)**

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●**介護職員等特定処遇改善加算(新設)(1月につき)**

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(新設)→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(新設)→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ(→P5参照)

5-3. I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)、I型介護医療院施設サービス費(Ⅲ)

<看護6:1(看護師比率2割)+介護5:1>

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)(短期入所)[要支援・要介護の単位数(1日につき)]

I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)			特定介護医療院短期入所療養介護費 (日帰りショート)(機能・介護度に関係なく同単位)		
病室種別	(Ⅲ)(i)従来型個室	(Ⅲ)(ii)多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要支援1	550→ 552	609→ 611	要支援は、算定不可		
要支援2	684→ 686	764→ 766			
要介護1	718→ 720	825→ 828	654 ↓ 656	905 ↓ 908	1,257 ↓ 1,261
要介護2	824→ 827	932→ 935			
要介護3	1,054→ 1,057	1,161→ 1,165			
要介護4	1,151→ 1,155	1,258→ 1,262			
要介護5	1,239→ 1,243	1,346→ 1,350			

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理(1日につき)

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●特別診療費の重度療養管理(短期入所で、要介護4又は5のみ)(1日につき)

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算(新設)(1月につき)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(新設)→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(新設)→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ(→P5参照)

(2) I型介護医療院施設サービス費(Ⅲ)(施設サービス)[要介護の単位数(1日につき)]

病室種別	I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
	(Ⅲ)(i)従来型個室	(Ⅲ)(ii)多床室
要介護1	668→ 672	775→ 780
要介護2	774→ 779	882→ 887
要介護3	1,004→ 1,010	1,111→ 1,117
要介護4	1,101→ 1,107	1,208→ 1,215
要介護5	1,189→ 1,196	1,296→ 1,304

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理(1日につき)

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算(新設)(1月につき)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(新設)→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(新設)→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ(→P5参照)

5-4. II型介護医療院短期入所療養介護費（I）、II型介護医療院施設サービス費（I）

<看護6：1+介護4：1で看護師比率要件なし><定員19人以下の併設型小規模の場合は、看護6：1+介護6：1で看護師比率要件なし>

（1）II型介護医療院短期入所療養介護費（I）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	II型介護医療院短期入所療養介護費（I）		ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費
	（I）（i）従来型個室	（I）（ii）多床室	（i）ユニット型個室、（ii）ユニット型個室的多床室
要支援1	549→ 551	610→ 612	672→ 674
要支援2	672→ 674	754→ 756	818→ 821
要介護1	699→ 701	808→ 810	869→ 872
要介護2	793→ 795	902→ 905	969→ 972
要介護3	997→ 1,000	1,106→ 1,109	1,185→ 1,189
要介護4	1,084→ 1,087	1,193→ 1,197	1,277→ 1,281
要介護5	1,162→ 1,166	1,271→ 1,275	1,360→ 1,364
特定介護医療院短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ			
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
654→ 656		905→ 908	1,257→ 1,261

●**緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）**

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●**特別診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）**

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●**介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）**

介護職員等特定処遇改善加算（I）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（II）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

（2）II型介護医療院施設サービス費（I）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	II型介護医療院サービス費（I）		ユニット型II型介護医療院サービス費
	（I）（i）従来型個室	（I）（ii）多床室	（i）ユニット型個室、（ii）ユニット型個室的多床室
要介護1	649→ 653	758→ 762	819→ 824
要介護2	743→ 747	852→ 857	919→ 924
要介護3	947→ 953	1,056→ 1,062	1,135→ 1,142
要介護4	1,034→ 1,040	1,143→ 1,150	1,227→ 1,234
要介護5	1,112→ 1,118	1,221→ 1,228	1,310→ 1,318

●**緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）**

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●**介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）**

介護職員等特定処遇改善加算（I）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（II）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

5-5. II型介護医療院短期入所療養介護費（II）、II型介護医療院施設サービス費（II）

<看護6：1＋介護5：1で看護師比率要件なし>

（1）II型介護医療院短期入所療養介護費（II）（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

II型介護医療院短期入所療養介護費（II）			特定介護医療院短期入所療養介護費 （日帰りショート）（機能・介護度に関係なく同単位）		
病室種別	（II）（i）従来型個室	（II）（ii）多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要支援1	533→ 535	594→ 596	要支援は、算定不可		
要支援2	656→ 658	738→ 740			
要介護1	683→ 685	792→ 794	654 ↓ 656	905 ↓ 908	1,257 ↓ 1,261
要介護2	777→ 779	886→ 889			
要介護3	981→ 984	1,090→ 1,093			
要介護4	1,068→ 1,071	1,177→ 1,181			
要介護5	1,146→ 1,150	1,255→ 1,259			

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●特別診療費の重度療養管理（短期入所で、要介護4又は5のみ）（1日につき）

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（I）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（II）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（⇒P5参照）

（2）II型介護医療院施設サービス費（II）（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	II型介護医療院サービス費（II）	
	（II）（i）従来型個室	（II）（ii）多床室
要介護1	633→ 637	742→ 746
要介護2	727→ 731	836→ 841
要介護3	931→ 936	1,040→ 1,046
要介護4	1,018→ 1,024	1,127→ 1,134
要介護5	1,096→ 1,102	1,205→ 1,212

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（I）	（新設）→算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（II）	（新設）→算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（⇒P5参照）

5-6. II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)、II型介護医療院施設サービス費(Ⅲ)

<看護6:1+介護6:1で看護師比率要件なし>

(1) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)(短期入所)[要支援・要介護の単位数(1日につき)]

病室種別	II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)		特定介護医療院短期入所療養介護費 (日帰りショート)(機能・介護度に関係なく同単位)		
	(Ⅲ)(i)従来型個室	(Ⅲ)(ii)多床室	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要支援1	522→ 524	583→ 585	要支援は、算定不可		
要支援2	645→ 647	727→ 729			
要介護1	672→ 674	781→ 783	654 ↓ 656	905 ↓ 908	1,257 ↓ 1,261
要介護2	766→ 768	875→ 878			
要介護3	970→ 973	1,079→ 1,082			
要介護4	1,057→ 1,060	1,166→ 1,170			
要介護5	1,135→ 1,138	1,244→ 1,248			

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理(1日につき)

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●特別診療費の重度療養管理(短期入所で、要介護4又は5のみ)(1日につき)

重度療養管理	123→ 125
--------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算(新設)(1月につき)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(新設)→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(新設)→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ(→P5参照)

(2) II型介護医療院施設サービス費(Ⅲ)(施設サービス)[要介護の単位数(1日につき)]

病室種別	II型介護医療院施設サービス費(Ⅲ)	
	(Ⅲ)(i)従来型個室	(Ⅲ)(ii)多床室
要介護1	622→ 626	731→ 735
要介護2	716→ 720	825→ 830
要介護3	920→ 925	1,029→ 1,035
要介護4	1,007→ 1,013	1,116→ 1,123
要介護5	1,085→ 1,091	1,194→ 1,201

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理(1日につき)

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算(新設)(1月につき)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(新設)→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(新設)→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ(→P5参照)

5-7. I型特別介護医療院短期入所療養介護費、I型特別介護医療院施設サービス費

＜看護6：1（看護師比率2割）＋介護5：1＞ ＜定員19人以下の併設型小規模の場合は、看護6：1＋介護6：1で看護師比率要件なし＞

(1) I型特別介護医療院短期入所療養介護費（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	I型特別介護医療院短期入所療養介護費		ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費
	(i)従来型個室	(ii)多床室	(i)ユニット型個室、(ii)ユニット型個室的多床室
要支援1	523→ 525	579→ 581	616→ 618
要支援2	650→ 652	726→ 728	765→ 767
要介護1	685→ 687	786→ 788	820→ 823
要介護2	785→ 787	888→ 891	920→ 923
要介護3	1,004→ 1,007	1,105→ 1,108	1,139→ 1,143
要介護4	1,096→ 1,099	1,198→ 1,202	1,231→ 1,235
要介護5	1,180→ 1,184	1,281→ 1,285	1,314→ 1,318
特定介護医療院短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ			
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
654→ 656		905→ 908	1,257→ 1,261

●**緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）**

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●**介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）**

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（➡P5参照）

(2) I型特別介護医療院施設サービス費（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	I型特別介護医療院サービス費		ユニット型I型特別介護医療院サービス費
	(i)従来型個室	(ii)多床室	(i)ユニット型個室、(ii)ユニット型個室的多床室
要介護1	635→ 639	736→ 740	770→ 774
要介護2	735→ 739	838→ 843	870→ 875
要介護3	954→ 960	1,055→ 1,061	1,089→ 1,095
要介護4	1,046→ 1,052	1,148→ 1,155	1,181→ 1,188
要介護5	1,130→ 1,137	1,231→ 1,238	1,264→ 1,271

●**緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）**

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●**介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）**

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の15加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→ 算定単位数の1000分の11加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（➡P5参照）

5-8. II型特別介護医療院短期入所療養介護費、II型特別介護医療院施設サービス費

＜看護6：1＋介護6：1で看護師比率要件なし＞

(1) II型特別介護医療院短期入所療養介護費（短期入所）[要支援・要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	II型特別介護医療院短期入所療養介護費		ユニット型II型特別介護医療院短期入所療養介護費
	(i)従来型個室	(ii)多床室	(i)ユニット型個室、(ii)ユニット型個室的多床室
要支援1	498→ 500	556→ 558	641→ 643
要支援2	615→ 617	693→ 695	779→ 781
要介護1	640→ 642	744→ 746	828→ 831
要介護2	730→ 732	834→ 837	923→ 926
要介護3	924→ 927	1,028→ 1,031	1,128→ 1,131
要介護4	1,007→ 1,010	1,110→ 1,113	1,216→ 1,220
要介護5	1,081→ 1,084	1,184→ 1,188	1,294→ 1,298
特定介護医療院短期入所療養介護費（日帰りショート）（機能・要介護度に関係なく同単位数）要介護のみ			
3時間以上4時間未満		4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
654→ 656		905→ 908	1,257→ 1,261

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

(2) II型特別介護医療院施設サービス費（施設サービス）[要介護の単位数（1日につき）]

病室種別	II型特別介護医療院サービス費		ユニットII型特別介護医療院サービス費
	(i)従来型個室	(ii)多床室	(i)ユニット型個室、(ii)ユニット型個室的多床室
要介護1	590→ 593	694→ 698	778→ 783
要介護2	680→ 684	784→ 789	873→ 878
要介護3	874→ 879	978→ 984	1,078→ 1,084
要介護4	957→ 963	1,060→ 1,066	1,166→ 1,173
要介護5	1,031→ 1,037	1,134→ 1,141	1,244→ 1,251

●緊急時施設診療費の緊急時治療管理（1日につき）

緊急時治療管理	511→ 518
---------	-----------------

●介護職員等特定処遇改善加算（新設）（1月につき）

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）→算定単位数の 1000分の15 加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）→算定単位数の 1000分の11 加算
加算要件・分配規定	加算要件・分配規定とも介護予防通所リハビリと同じ（→P5参照）

6. 特定入所者介護（支援）サービス費（食費・居住費の軽減）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院における「特定入所者介護（支援）サービス費」（食費・居住費の軽減）に関し、「厚生労働大臣が定める基準費用額」が下記の通り変更となる。

負担限度額に変更はない。

なお、特別養護老人ホームについては省略する。

1. 居住費

	厚労大臣の定める 基準費用額	負担限度額		
		利用者区分 第1段階	利用者区分 第2段階	利用者区分 第3段階
ユニット型個室	1,970→ 2,006円	820	820	1,310
ユニット型個室的多床室	1,640→ 1,668円	490	490	1,310
従来型個室	1,640→ 1,668円	490	490	1,310
多床室	370→ 377円	0	370	370

2. 食費

	厚労大臣の定める 基準費用額	負担限度額		
		利用者区分 第1段階	利用者区分 第2段階	利用者区分 第3段階
病室に関係なく	1,380→ 1,392円	300	390	650